

県営住宅使用料等をコンビニエンスストアで現金納付できるようになりました。

県営住宅使用料、附帯設備使用料及び駐車場使用料（以下「家賃等」という。）の支払い方法は、金融機関が毎月自動で引き落としを行う口座振替と、納入通知書による金融機関窓口での現金納付の2つの方法により徴収を行ってきましたが、利便性向上のため、令和3年3月分家賃等から納入通知書によりコンビニエンスストアで現金納付できるようになりました。

[1] 利用できるコンビニエンスストア

次のコンビニエンスストアの全国の店舗で納付することができます。（五十音順）

なお、コンビニエンスストアの名称は、合併、商号変更等により変更となる場合があります。

- ・セブン-イレブン
- ・デイリーヤマザキ
- ・ファミリーマート
- ・ミニストップ
- ・ヤマザキデイリーストアー
- ・ローソン
- ・MMK設置※

※「MMK設置店」とは、MMK端末（無人端末及び金融機関内端末は除く。）が設置されている総合スーパー、食品スーパー、ドラッグストア、上記以外のコンビニエンスストアなどの店舗を表します。

[2] コンビニエンスストアで納付できる納入通知書

県営住宅の納入通知書のうち、次の(1)及び(2)に該当する納入通知書が、コンビニエンスストアで納付できます。

- (1) コンビニエンスストア収納用のバーコードが印字されている納入通知書
- (2) 納入通知書の「コンビニエンスストア等で納付できる期限」欄に印字された期限内のもの

[3] 問合せ先

愛知県住宅供給公社 賃貸住宅課 収納グループ
電話052-954-1363